

相続登記を行うに当たって

相続登記は、不動産を相続したことを知ったときから、**3年以内**に行う必要があります。

相続登記を行うに当たって、現在のご自身の状況が以下の例のいずれかに当てはまっていないか確認してみてください。

以下の例のいずれかに当てはまる場合には、ご自身で相続登記を行うのが難しい状況であることをご認識ください。

(※複数該当する場合は更に困難度が上がります。)



・ 誰が相続人になるのか分からない



・ 誰がどのように相続するのか決まってない



・ 相続人全員と話し合いすることが難しい



・ 相続の対象となる不動産が複数の地域に存在する



・ 相続登記に費やす時間や労力があまりない



登記の申請はご自身で行うことも可能ですが、**戸籍を集めるのが難しい、相続人が多い、書類等を作成する時間的余裕がない**という方は、**司法書士**に依頼する方法もご検討ください。

函館司法書士会 総合相談センター ☎ 0138-27-2345

(相談申込時間 月～金曜日 9:00～16:00 (祝祭日を除く))

(相談日時 毎週火日 10:00～16:00 (祝祭日を除く))

チェックポイント①

どなたが相続人になるか分かりますか？

相続人が分からない場合は、戸籍を調査し、相続人を特定することが必要です。

また、相続人が多い場合、被相続人に子どもがいない場合は、集める戸籍が多くなる傾向があります。相続人が分からない場合は、遺産分割協議を始めることができず、手続きが進まないことがあり、遺産分割の混乱や財産管理が困難になる可能性が高くなります。

相続人が分からない場合は、**専門家である司法書士に相談することをお勧めします。**

チェックポイント②

どなたがどのように相続するか決まっていますか？

遺言書がない場合や、遺言書があっても特定の財産についてしか書かれていない場合、法定相続（法律で定められた割合で相続すること）にするか、遺産分割協議（相続人全員で協議すること）にするかを決める必要があります。

また、法律で定められた法定相続人は、配偶者や子、親、兄弟姉妹などの血族であり、相続順位が決められています。

なお、遺産分割協議で相続人を決める場合、遺産分割協議書を作成（実印押印の上、印鑑証明書を添付）する必要があります。

書類の作成等が難しいと感じた場合、**専門家である司法書士に相談することをお勧めします。**

チェックポイント③

相続人の皆様と話し合いはできますか？

相続人が多い、相続人が遠方に住んでいる等の理由により、相続人全員の合意を得るのが難しいと感じている場合、遺産分割の協議をするのに時間がかかる傾向があります。遺産分割協議は一人でも反対していると成立しません。

相続人の皆様との話し合いが難しいと感じた場合、**専門家である司法書士に相談することをお勧めします。**

チェックポイント④

相続の対象となる不動産が複数あっていろいろな地域に点在していませんか？

相続登記は不動産の所在を管轄する法務局へ提出する必要があります。管轄法務局が複数となる場合は、それぞれの管轄する法務局へ申請する必要があります。また、書類を複数作成する必要があります。

複数の法務局への申請が難しいと感じた場合、**専門家である司法書士に相談することをお勧めします。**

チェックポイント⑤

登記申請に費やす時間や労力はありますか？

相続登記は作成したり集めたりする書類が多く、また、書類の不足又は訂正がある場合、その都度、平日に法務局又は市役所等への対応が必要になります。

なお、故人の出生からお亡くなりになるまでの戸籍を集める必要があり、転籍を繰り返している場合、各転籍先の戸籍を集めることになります。また、古い戸籍は手書きで判読が困難な場合もあり、全ての戸籍が揃っているかを確認するのが困難なこともあります。

登記申請のための時間や労力を取るのが難しい場合、**専門家である司法書士に相談することをお勧めします。**